

# 安芸市商店街店舗魅力向上事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）の規定に定めるもののほか、安芸市商店街店舗魅力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 この補助金は、人口減少や郊外型の大型店舗の出店、消費者の購買行動の多様化により、産業が大変厳しい状況に置かれていることを踏まえ、既存店舗の魅力を向上させる取組みを支援することによって、商店街のにぎわい創出と、地域における商業の活性化並びに商業機能の維持・発展を図るとともに、周辺住民の利便性の確保につなげることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等：元町商店街振興会、安芸本町商店街振興組合、中央町商店街振興会、すまいる通り商店街振興会及び西八幡通り商店街振興会の区域内をいう。
- (2) 既存店舗：商店街等に立地する店舗で、同一店舗においておおむね5年以上事業を営むもの
- (3) 民間事業者：事業を営む個人又は法人
- (4) 商業振興計画：商工会議所が作成する商店街等の地域を対象とした地域産業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持・発展に資本する計画

## (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の要素を考慮して計画された取組みで、周辺住民の利便性、地域商業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持・発展につながる事業とする。

ア 商業振興計画との整合性

イ 新たな商品やサービスの提供により新規顧客の獲得につながる取組み

## (補助事業者)

第5条 補助事業の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、既存店舗において小売業、飲食業又はサービス業を行う民間事業者であって、次に掲げる要件を全て満たす

ものとする。

ア 安芸市内に本社・本店を有する者

イ 市外に本社又は本店を有するフランチャイズ店でない者

ウ 商工会議所のアドバイスを受け入れ、所在する商店街の振興計画を基に、店舗の  
魅力向上に資する事業計画を作成する者

エ 市税等を滞納していない者

オ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している者

カ 昼間営業をする者

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業  
に該当する事業を行わない者

（補助対象経費及び補助率等）

第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助  
金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金  
に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額  
のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額  
として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第  
226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じ  
て得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額  
等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容  
を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、  
第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。  
ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（1） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項  
において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この  
項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以  
下この項において同じ。）であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 市長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更の申請）

第9条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、第3号様式による補助金変更交付申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える減額又は交付決定額の増額
- (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、市長が変更手続きを要すると認めたもの（必要に応じて市長に事前協議すること。）

2 市長は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ

第4号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助の条件）

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- （2） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- （3） 補助事業により取得した財産（次項において「施設財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと。
- （4） 市長は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。
- （5） 補助事業の実施に当たっては、第8条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認めるものを契約の相手方としない等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（状況報告及び調査）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助事業の完了日）

第13条 補助事業は、当該補助事業終了後の営業開始日とその完了日とする。

（実績報告等）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、第5号様式による補助金実績報告書を補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を第6号様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合においては、市長は、当該報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

#### (補助金額の確定)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第9条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

- 第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

#### (補助金の交付の決定の取消し等)

- 第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。
- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 第8条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
  - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。